

初等中等教育局

①

GIGA スクール構想の推進

1人1台端末の整備が概ね完了し、GIGA スクール構想は ICT 環境を「整備」する段階から「活用」を日常化する段階に移行しています。

全国の学校で端末を活用した様々な実践が生み出される一方で、地域間・学校間で活用の格差が生じていることも明らかになっています。こうした格差を早急に解消するべく、令和5年度も様々な支援に取り組んでまいります。

この支援の中心的な役割を担うのが、学校の ICT 運用を広域的・組織的に支援する「GIGA スクール運営支援センター」です。ICT 活用の日常化を一層進めるため、教師等の研修、学校外の学びの通信環境整備など、令和4年度第2次補正予算以降は支援内容を強化しています。この事業による支援を効果的なものにするためにも、都道府県教育委員会におかれては協議会の設置を通じて市区町村との連携を積極的に図っていただきたいと思っております。また、通信環境のアセスメント未実施の自治体は、本事業も活用して早急に実施するようお願いいたします。

さらに、新規事業として「リーディング DX スクール事業」を立ち上げ、全国に小・中・高等学校の指定校を設置し、効果的な実践例の創出・横展開を図る予定です。

このほか、教育委員会・学校等に対して全額国費でアドバイザーを派遣する「学校 DX 戦略アドバイザー事業」などを通じて、個別的な支援にも取り組んでまいります。

なお、ICT 環境整備に係る地方財政措置については、「教育の ICT 化に向けた環境整備5か年計画」を令和6年度まで延長することとしました。各教育委員会におかれては、ICT 支援員の配置目標「4校に1人」の達成を含め、引き続き積極的な ICT 環境の整備をお願いします。

②

小学校の35人学級と 高学年の教科担任制の推進について

一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導體制と安全・安心な教育環境を整備するため、令和3年に義務標準法を改正し、約40年ぶりに公立小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げました。具体的には、令和3年度の小学校2年生から学年進行で5年かけて段階的に引き下げることとしております。

また、①専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、②教員の持ちコマ数軽減など学校における働き方改革を進めるため、令和4年度から4年程度かけて、小学校高学年の教科担任制の取組を段階的に進めたいと考えており、教科担任制に係る4年間の改善総数は3,800人程度と見込んでいます。

これらの取組を進めるため、令和5年度においては、小学校4年生の学級編制の標準の引き下げに必要な3,283人や、小学校高学年の教科担任制の推進に必要な950人などの定数改善を図ります。さらに、令和5年3月には、教科担任制を小学校教育の活性化に繋げている事例について、その特徴や運用上の工夫、効果を「見える化」するため、「[小学校高学年における教科担任制に関する事例集～小学校教育の活性化に繋げるために～](#)」を作成・公表しましたので、是非御活用いただきたいと思っております。

加えて、令和3年の義務標準法改正法の附則において、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされていることを踏まえ、学級編制の標準の引下げを計画的に実施する中で、学力の育成その他の教育活動に与える影響などについて検証等を行っており、その結果も踏まえ、学校の望ましい指導體制の在り方について検討を進めることとしてまいります。

3

学校における 働き方改革の推進について

令和4年12月に公表した「[教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査](#)」の結果（以下、「調査結果」という。）では、教職員の時間外勤務は平成30年度以降、一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実につつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き、取組を加速させていく必要があります。

各教育委員会においては、各都道府県・指定都市、市区町村別に公表されている調査結果や他の地方公共団体の取組状況を分析することに加え、必要に応じて先行的に取り組んでいる教育委員会との意見交換等も行いながら、十分に進んでいない取組等を検証するとともに、重点的に取り組む内容を特定するなど、調査結果を十分に活用いただきますようお願いいたします。また、保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら働き方改革に係る取組を促進するため、各教育委員会のホームページ等におきまして、設置する学校における働き方改革に係る取組状況を公表いただきますようお願いいたします。

国としても、小学校における35人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実、校務のデジタル化等の学校DXの推進など、教師の負担軽減につながる様々な施策を総合的に講じているところです。特に、教師の負担軽減に大きく資する支援スタッフの配置については、令和5年度予算において、例えば、教員業務支援員を前年度当初予算に比べて拡充するなど、必要な経費を盛り込んだところです。また、様々な取組事例についても、事例集の発行等を通じて、幅広く展開しています。

こうした働き方改革の様々な取組と成果等を踏まえつつ、令和4年度実施の勤務実態調査において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握し、その結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含めた処遇等の在り方を検討していくこととしています。昨年12月には、今年の春頃に予定する勤務実態調査の速報値の公表後の円滑な検討に資するよう、有識者等から構

成される調査研究会を設置し、給特法等の関連する諸制度や学校組織体制などについての情報収集や論点整理を進めているところです。引き続き、教師が教師でなければできない仕事に全力投球できる環境の整備を図っていきます。

4

道徳教育の充実

小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」が全面実施されています。令和3年度に「特別の教科」化以降初めて実施した道徳教育実施状況調査の結果からは、「特別の教科」化が目指した量的確保、「考え、議論する道徳」への質的転換の面で一定の成果が見られる一方、一層の授業改善や指導力の維持・向上、評価の工夫や研修の在り方等について、学校現場が課題と捉えている状況がうかがえました。また、この間のコロナ禍における対面での研修や優れた授業実践を見る機会の減少といった制約要因も踏まえると、今後の更なる道徳教育の充実のためには、研修機会の充実に加え、オンラインでの研修動画、指導のための参考資料や教材、優れた授業実践の共有など、国・地方の連携の下でこれまでの実践的知見の見える化・共有化を進めていくことが重要であると考えています。

そのため、令和5年度においては、授業づくりの参考となる優れた授業動画等を発信する「道徳教育アーカイブ」について質・量ともに一層の充実を図るとともに、各地域における「特別の教科」化以降の実践的知見の見える化・共有化に向けて、「地域版道徳教育アーカイブ」の構築を支援するメニューを新設し、相互連携を図っていく予定です。

これらを積極的に活用いただき、道徳教育の更なる充実が図られることを期待しています。

・「道徳教育アーカイブ」

(<https://doutoku.mext.go.jp/>)



5

外国語教育の強化

外国語活動及び外国語科では、小・中・高等学校を通じて、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の言語活動を通して、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目標としています。

文部科学省では、指導体制の整備に引き続き取り組むとともに、児童生徒の英語力向上に向け、英語教育の全国的な課題に対応した研究及びその成果の普及や、教師の指導力・英語力向上を図るオンライン研修等を実施します。また、優れた授業の実践例や指導のポイント解説等の動画公開（令和5年3月現在 計77本）など、授業改善に向けた支援の更なる充実を図ります。

文部科学省 YouTube 公式チャンネル「外国語教育はこう変わる!」公開中! <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>

6

高等学校改革の推進

令和3年3月に新時代に対応した高等学校教育に関する制度改正を行い、スクール・ミッションの再定義やスクール・ポリシーの策定・公表、普通教育を主とする学科として普通科以外の学科を設置可能としました（令和4年4月施行）。

また、「『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」（令和4年8月）を踏まえ、高等学校通信教育規程を改正し、生徒数 80 人当たり教諭等が 1 人以上必要という基準を設定するなどの改正を行いました（令和5年4月1日施行予定）。

これらの制度改正も踏まえ、本年度も引き続き、普通科改革や高等学校通信教育の質保証、専門高校における職業人材育成の抜本的改革等を進めてまいります。

高校への進学率が約 99%に達し、様々な背景を持つ生徒が在籍することによる高等学校の実態の多様化、義

務教育段階における不登校生徒数の増加、成年年齢の18歳への引き下げや更なる少子化の進行等、急激に変化する高等学校教育を取り巻く状況を踏まえ、これからの高等学校の在り方を検討するため、高等学校教育の在り方ワーキンググループが特別部会の下に設置されました。本ワーキンググループにおいては、高等学校教育の在り方について「共通性」と「多様性」の観点からの検討、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方、全日制・定時制・通信制の望ましい在り方、「社会に開かれた教育課程」「探究・文理横断・実践的な学び」の推進などについて検討を進めていただいております。本ワーキンググループにおける議論を始め、引き続き生徒の学習意欲を喚起するための高等学校改革を推進していきます。

7

学びや生活の基盤をつくる
幼児教育と小学校教育の接続について

令和3年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に設置された「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」において、幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続について審議がなされ、令和5年2月に「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(以下「審議まとめ」という。)が取りまとめられました。

本審議まとめでは、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に等しく機会を与えて育成していくことが必要であること、また、幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要であること等を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設類型を問わず、また、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう、「架け橋期の教育の充実」「幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有」「特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援」「全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援」「教育の質を保障するために必要な体制等」「教育の質を保障するために必要な調査研究等」

の6つの柱を立て、その現状と課題、目指す方向性を示しています。

とりわけ「架け橋期の教育の充実」に関しては、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有しているため、円滑な接続を図ることは容易ではないとして、5歳児から小学校1年生の2年間で「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、幼保小が意識的に「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要であるとしています。

具体的には、幼保小が協働して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を手掛かりとしながら、期待する子供像や育みたい資質・能力等を明確化した「架け橋期のカリキュラム」を作成し、小学校1年生の修了時期を中心に共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育の充実を図ること等を求めています。また、その際、幼保小の対話を継続することや保護者や地域住民の参画を得ながら進めていくことが重要であるとしています。

今後、文部科学省では、本審議まとめを踏まえ、こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、全ての子供に格差なく質の高い学びの機会を提供できるよう、幼児期及び架け橋期の教育の質保障に取り組んでまいりますので、地方自治体、幼保小、家庭、地域、幼保小の関係団体においても、取組を推進していただくことを期待しております。

また、上記に関連して、文部科学省では、令和4年度より「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」を実施し、19の自治体に委託して、架け橋期のカリキュラムや研修等の取組を重点的に実施いただいているところです。手引き等に関する理解を深めるための動画等を作成し、文部科学省 YouTube チャンネルにおいても公開しておりますので、御覧ください。

(参考) 幼保小の架け橋プログラム

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm

8

特別支援教育の振興

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒、特別支援学級又は特別支援学校に在籍する児童生徒の数は増加しています。

また、令和4年9月、国連障害者権利委員会より「分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育を受ける権利があることを認識すること」や「全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること」等が勧告されました。

文部科学省では、これまでも、障害者権利条約に規定されるインクルーシブ教育システムの推進に向け、本人及び保護者の意向を最大限尊重しつつ、障害のある子供が通常の学級でも学ぶことが出来るよう、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員の配置に係る財政措置の拡充や、高校段階における通級による指導の加配の充実を行うとともに、義務教育段階の通級による指導の基礎定数化を進めてきました。

令和4年3月31日には、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」が公表され、全ての教師の特別支援教育に関する養成等に関し、国、教育委員会、学校等が講ずるべき新たな方向性が出され、関係者に取り組んで頂いているところです。

加えて、令和4年5月に設置した「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」において、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする子供への支援についての議論を進め、令和5年3月に、自校通級や巡回指導の一層の促進等について方向性をとりまとめました。令和5年度においては、こうした方向性が着実に実施されるように努めるとともに、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限りともに過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪で取り組んでまいります。

9

いじめ対策・不登校児童生徒への支援について

いじめ防止対策推進法が成立して以降、各学校等において、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、いじめの重大事態の発生件数が増加するなど、引き続き憂慮すべき状況が続いています。また、学校のみでは対応しきれない事案も多く発生しており、地域の関係機関と連携して取り組んでいく必要性が増しているところです。

文部科学省では、いじめ防止対策における政府の連携体制を構築し、社会総がかりでいじめに対応していくため、令和4年11月にこども家庭庁設立準備室と共同で、「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置しました。

関係府省連絡会議や有識者会議における議論を踏まえ、先般、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等、取組の徹底を求める事項について通知を発送したところです。

通知では、①犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底、②被害児童生徒への支援及び加害児童生徒に対する指導・支援の充実、③保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進、④いじめの重大事態における総合教育会議の活用及び首長部局からの支援を柱とし、特に警察との連携に当たっては、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめなどは、①直ちに警察に相談・通報を行い適切な援助を求めなければならないこと、②学校では取扱いの判断が困難な事案も多いことから、個別事案に係る日常的な情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築すること等、学校のみでは対応しきれない事案について、警察等の関係機関と積極的に連携し対応していく必要性を周知しています。

今後、いじめの解消に向けては、本通知の趣旨が適切に教育現場へ周知され、取組が徹底されることが重要です。

不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで「問題行動」と判断することなく、

個々の状況に応じた支援を行うことが必要です。

こうした認識の下、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立したことを受け、教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定めるなど、文部科学省として不登校児童生徒への支援体制の充実を図っております。

また、政府の骨太の方針2022において、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施することができる不登校特例校を全都道府県・政令市に1校以上設置する方針が示されたことから、文部科学省においては、令和5年度予算案より、不登校特例校の設置準備に係る経費に対する支援を盛り込んでおります。各教育委員会におかれましては、不登校特例校の設置について御検討いただきますようお願いいたします。

このような取組を進めているところですが、令和3年度「問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小中高等学校における不登校児童生徒数は約30万人で過去最多となるなど、多くの子供たちが学校の学びから置き去りにされている憂慮すべき状況です。そこで、令和5年2月に開催された不登校に関する調査研究協力者会議において、永岡桂子文部科学大臣より不登校対策の検討にあたっての方向性として、

- ① 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること
- ② 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること
- ③ 学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることが示され、こども家庭庁と連携しつつ可能なことから順次取り組んでいきたいと考えています。文部科学省としては、不登校対策の抜本的強化に取り組み、引き続き、個々の不登校児童生徒に対するきめ細やかな支援体制の充実を図ってまいります。

10

宗教虐待について

親による宗教の信仰が原因で苦しい状況にある、いわゆる「宗教2世」に関する問題を受け、作成された「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する

Q&A（厚生労働省 令和4年12月）や「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を参考に、教職員は研修等を実施すること、児童虐待と疑われる子供を把握した場合や、子供から宗教に関する悩みなどについて相談を受けた場合、速やかに市町村や児童相談所に通告・相談をし、警察等関係機関と適切に連携を行うことが必要です。

また、経済的に困難を抱える生徒等は、高等学校等就学支援金や日本学生支援機構の奨学金等による支援を受けられる場合もあるため、各学校等において、生徒等から教育費に関する相談があった場合は、丁寧に対応することが重要です。

「宗教2世」を含む困難を抱える児童生徒に対し、適切に対応いただくようお願いいたします。

11

学校健康教育の充実について

近年、社会状況等の変化に伴い、いじめ、貧困、虐待などに起因する心身の不調、アレルギー疾患、感染症、生活習慣・食習慣の乱れ、薬物乱用など、多様な健康課題が生じています。

このような、複雑化・多様化する児童生徒の現代的健康課題への対応については、学校保健活動や食育の推進に当たり中核的な役割を果たす養護教諭及び栄養教諭をはじめ、学校全体で組織的に対応していくことがより一層重要となっており、児童生徒一人一人や保護者等に対して必要な指導・助言等のきめ細かな対応を行い、学校生活によりよく適応していくことができるように支援していくことが必要となります。

(1) 養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議

令和5年1月17日、「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」での議論が取りまとめられました。

この議論の取りまとめにおいては、養護教諭と栄養教諭の養成、採用、任用・配置、研修の各段階における更なる改善に向けた検討に資する観点から、各教育委員会に対しては、養護教諭及び栄養教諭の職務内容を定め、

求められる役割（職務の範囲）を明確化することや、養護教諭及び栄養教諭の専門性を反映した指標を作成すること、さらにその指標を反映した教員研修計画の作成すること等が求められているところです。

議論の取りまとめでは、養護教諭及び栄養教諭に担うことが求められる具体的な業務ごとに、他の教職員との役割分担をはじめとした業務の適正化についての考え方や留意事項等も示されています。各教育委員会におかれては、それらを参考にしつつ適切にご対応いただくようお願いいたします。

(2) 養護教諭及び栄養教諭の役割や重要性和資質能力向上に向けた取組

養護教諭の職務は、学校教育法において児童生徒の養護をつかさどること、栄養教諭の職務は、栄養の指導及び管理をつかさどることと定められており、複雑化・多様化する児童生徒の現代的健康課題に対してきめ細かに対応するため、学校内外において、その他の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者及び地域の関係機関等と連携し、組織的な活動の中核的な役割が求められるなど、その職務の重要性は益々増加しています。

養護教諭及び栄養教諭は、学校において一人配置が多いことから、児童生徒一人一人の健康課題に対し、必要な知識やノウハウを得られる機会が限られており、適切に対応していくためには、それぞれの経験や年齢に応じて資質能力を向上させていくことが必要です。

このため、文部科学省では、令和5年度予算案において、養護教諭及び栄養教諭の加配定数の改善を図るとともに、繁忙期等における体制の強化や、時代に則した資質能力の向上を図るため、経験豊富な退職養護教諭等を学校へ派遣する事業を実施することとしています。

また、これまで教員の勤務実態調査等では個別に明らかになっていなかった、疾病の管理・予防や心身の健康課題への対応、課題を抱える個々の児童生徒への継続支援などの養護教諭特有の業務の詳細について調査を行い、他の教職員等や関係機関と連携して行う業務や、必ずしも養護教諭が単独で担う必要のない業務を整理し、業務手法の工夫や校内の業務分担、外部人材の活用、家庭や地域の関係機関との連携などに関する業務の在り方について検討し、より効果的な業務体制を構築するた

めの調査研究も併せて実施することとしています。

また、栄養教諭については、食物アレルギーや肥満・痩身など、食に関する健康課題を有する児童に対する個別指導に必要な資質能力を一層向上させるため、個別指導の手法等についての研修会の開催や講師の派遣等を行う事業を実施することとしていますので、これらの積極的な活用をお願いします。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

令和5年1月27日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症については、5月8日から5類感染症へと位置付けが見直され、これまで講じてきた各種の政策・措置の見直しを行うこととなりました。

その中で、マスクの着用については、2月10日の政府対策本部決定において、4月1日以降の学校教育活動の実施に当たっては、マスク着用を求めないことを基本としつつ、基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとされたところです。

文部科学省では、これを踏まえ、3月17日に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いましたので、新学期以降の学校におけるマスクの取扱い等について適切に御対応いただき、児童生徒が円滑なコミュニケーションを図り、充実した学校生活を送ることができるようお願いします。

12

より良い教科書のために

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、文部科学省検定済教科書等を使用しなければならないこととされています。

(1) 教科書検定

教科書検定は、民間の発行者の創意工夫による多様な

教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

令和5年度には、中学校用の教科書検定を行うこととしています。

(2) 教科書採択

教科書採択は、主たる教材としての教科書を決定する重要な行為です。文部科学省は、教科書採択の公正性・透明性がしっかりと確保されるよう取り組んでいます。

令和5年度には、小学校用教科書及び新学習指導要領に基づく高等学校（主として高学年）用教科書の採択が行われる予定です。

(3) 教科書無償給与・教科用特定図書

文部科学省では、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する施策として教科書無償給与制度を実施するとともに、障害のある児童生徒が検定済教科書等に代えて使用する拡大教科書や、通常の検定済教科書では文字等の認識が困難な発達障害等の児童生徒向けの音声教材など、教科用特定図書等の普及を図っています。

(4) 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書は、紙の教科書に代えて使用することができる教材で、個別最適な学びと協働的な学びの観点から児童生徒の教育の充実を図るため、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生までを対象として「英語」を導入し、次に学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら「算数・数学」を段階的に導入することが予定されています。これを踏まえ、文部科学省では、その効果的な活用の在り方等に関するガイドラインや実践事例集の公表、普及促進に向けた実証事業等、その円滑な導入に向けて取組を進めています。

学習者用デジタル教科書 実践事例集



13

初等中等教育段階における 教育費負担軽減

初等中等教育段階の教育費負担軽減については、義務教育段階では公立学校の授業料は無償であり、経済的に困難な家庭に対する学用品費等を支援する就学援助制度を設けるとともに、高等学校段階では、授業料を支援する高等学校等就学支援金と、低所得世帯向けに授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金により、特に経済的に困難な家庭に対する支援を推進しています。

義務教育段階における要保護者に対する就学援助については、令和5年度予算において、中学校の新入学時児童生徒学用品費等の単価引き上げといった充実を図っており、地方単独事業である準要保護者に対する就学援助についても、地方の実情を踏まえつつ同様の取組を進めていただきたいと考えております。

また、高等学校段階では、令和2年度に私立高校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒等を対象に高等学校等就学支援金の支給額を大幅に引き上げるとともに、令和5年4月から就学支援金制度において家計急変世帯への支援を開始することとしています。高校生等奨学給付金については、令和5年度予算において、第1子への給付額を増額することで支援の充実を図っています。

14

夜間中学の設置・充実

夜間中学は、義務教育未修了者のほか、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者（入学希望既卒者）や、本国又は我が国において義務教育を修了できなかった外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

本年4月に新たに開校した4校を含めて、夜間中学は全国17都道府県に44校が設置されています。

文部科学省では、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」等に基づき、全ての都道府県・指定

都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されることを目指し、設置・促進に取り組んでいます。

特に、令和4年5月に、令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）の結果が公表され、令和2年10月時点において、未就学者は約9万4千人、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人ということが明らかになったこともあり、夜間中学がますます重要な役割を果たし、その期待も高まってくると考えています。

各自治体においては、潜在的な入学希望者（当事者）のほか、その家族や友人（支援者）、潜在的な入学希望者をサポートしている福祉関係者や外国人支援者（応援者）などにも夜間中学の存在を周知して多様なニーズを把握し、夜間中学の新規設置や既存の夜間中学での受入れ拡充を進めることが求められます。

15

公立小・中学校の適正規模・適正配置等

今後、少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されており、公立小・中学校の設置者である市町村においては、教育的な視点からこうした課題の解消を図っていく必要があります。

文部科学省では、市町村の検討の参考となるよう、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成しています。また、全国の教育委員会の担当者等を対象とした「学校魅力化フォーラム」を開催し、各地の優れた取組事例やアイデア例、近年の政策動向等の共有を図っているところです。

地域コミュニティの核としての学校の機能を重視する観点から、①学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や、②地域の総力を挙げ、創意工夫をいかして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられ、学校の設置者である市町村のいずれの選択も尊重されるべきものです。

また、広域の教育行政を担う各都道府県においても、

域内全体の学校教育の充実発展に責任を持つ立場から、市町村のニーズや実情を踏まえ、適切な指導・助言・援助を行うことが期待されるところです。

16

地方教育行政の充実

「令和の日本型学校教育」を推進していくためには、その土台となる地方教育行政の充実を図っていくことが極めて重要です。現在、文部科学省では『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（令和3年1月中央教育審議会答申）を踏まえ、「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の在り方について、有識者会議を開催し検討を進めているところです。本有識者会議では、教育委員会の機能強化・活性化のための方策や教育委員会と首長部局との効果的な連携の在り方、小規模自治体への対応・広域行政の推進のための方策、学校運営の支援のために果たすべき役割について、検討を進めるとともに、積極的な取組を行う教育委員会等から取組の発表も行っていただいていますので、是非、議論の状況を御確認いただくようお願いいたします。（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/177/index.html）

また、今後、国においては、こども家庭庁により、こども政策が一元的に推進されていく中で、地方教育行政においても、首長との一層の連携を通じて社会福祉等の他の行政分野との融合を図っていくことが重要です。加えて、特に小規模自治体においては、少子高齢化・過疎化の進展により、自治体が有する物的・人的資源のみでは教育課題の解決に向けた対応に限界があり、自治体同士の連携を進めていくことが重要です。このことを踏まえ、令和5年度は、新たに、総合教育会議を通じた先進的な首長部局との連携や、自治体同士の連携等を支援する事業を実施します。

各地域における多様な取組をより一層促し、地方教育行政の推進に繋げてまいります。

参考 教育行政に係る法務相談体制の充実

虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求等の諸問題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加しており、特に、学校現場においては、事案が訴訟等に発展してしまう前に、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらうことで速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることが期待されます。このため、都道府県・指定都市教育委員会における法務の専門家（スクールロイヤー）への法務相談経費については、普通交付税措置が講じられているところです。加えて、文部科学省においては、日弁連の協力を得て、弁護士1名をスクールロイヤー配置アドバイザーとして委嘱し、さらに、法務相談体制の構築に向けた手順や留意点、実際の相談事例などを盛り込んだ手引きを作成し、各教育委員会を対象に説明会を開催するなど周知を行っています。

また、法務相談体制をより一層の機能させるためには、オンラインを活用頂く等、法務相談への心理的障壁を下げる工夫に加え、学校・教育委員会と弁護士とで共通理解を図り、信頼関係を構築することが必要です。文部科学省では、弁護士が講師となり法的観点を解説する研修の場を活用し、学校と弁護士がお互いの専門性を理解することができるよう、ワークショップ型の研修を前提とした研修資料を作成しました。

（https://www.mext.go.jp/a_menu/houmusoudan/index.htm）

今後も、更なる周知に努めてまいりますので、各教育委員会におかれては、教育行政に係る法務相談体制の構築とより一層の活用をお願いいたします。